

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 伊奈町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	8	3	126,290	7	8,290	0	118,000
1	71	塩化第二鉄	1	15	8,900	17	8,900	0	0
1	76	イブシロン-カプロラクタム	1	15	2,300	20	2,300	0	0
1	80	キシレン	11	1	538,920	2	17,920	1,000	520,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	10	62,550	10	62,550	0	0
1	127	クロロホルム	1	15	650	21	650	0	0
1	134	酢酸ビニル	1	15	11,000	16	11,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	4	6	23,070	15	23,070	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	4	337,200	4	0	0	337,200
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	9	76,800	8	0	0	76,800
1	300	トルエン	9	2	1,633,600	1	517,600	0	1,116,000
1	308	ニッケル	4	6	39,530	12	39,530	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	4	524,900	3	190,000	0	334,900
1	400	ベンゼン	4	6	64,000	9	0	0	64,000
1	412	マンガ及びその化合物	1	15	590	22	590	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	15	26,000	14	26,000	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	15	130,000	6	130,000	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	15	39,000	13	39,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	2	10	44,550	11	44,550	0	0
3	35	メタノール	2	10	2,350	19	2,350	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	10	162,000	5	162,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	10	6,000	18	6,000	0	0
		合計	—	—	3,860,200	—	1,292,300	1,000	2,566,900

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。